

船橋市におけるペットの災害対策

令和5年3月27日

第20回船橋市動物愛護管理対策会議

Ⅲ. 動物由来感染症、災害時への対応強化

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの策定による普及啓発 ・ ホームページ、リーフレット、パネル展等での普及啓発 ● 現在の取組みにおける課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な普及啓発 ・ 飼い主の自助(災害への備え、災害発生時の対応についての準備) ・ ペットの同行避難訓練(毎年1か所の学校で実施するのみ) 	<div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画を用いた情報発信 ・ 事業者(動物取扱業者、動物用品・ペットフード販売店等)や動物診療施設等と連携した情報発信 ・ 町会自治会等へ出前講座の実施 </div>

船橋市におけるペットの災害対策

1. 人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)
2. これまでの主な災害
3. 災害対応における基本的な視点
4. 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況
5. 平常時と災害時におけるそれぞれの役割
6. 飼い主への普及啓発
 - (1) 平常時の備えと災害発生時の行動
 - (2) 船橋市における普及啓発の現状
 - (3) ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発の効果的な方法の検討

1. 人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に策定した。

平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえ、災害時により適切な対策が講じられるようにするため、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を改訂し、「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成30年3月に発行した。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号)において、「人とペットの災害対策ガイドライン」の記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること等が記載されている。



2. これまでの主な災害

年代	災害	課題等
1995年	阪神淡路大震災	約9,300頭(犬約4,300頭、猫約5,000頭)の動物が被災した。
2000年	有珠山噴火	避難の際、300頭以上の動物が取り残され、問題となった。
2000年	三宅島噴火	島民とともに約250頭の動物が島から避難した。
2004年	新潟県中越地震	被災者は10万人以上、5,000頭以上の動物が被災した。 車中避難によるエコノミークラス症候群が問題となった。
2011年	東日本大震災	津波により多くの人命が失われ、多数のペットも犠牲となった。 避難後に自宅にペットを連れに戻り、津波に巻き込まれた事例や、避難所でのペットによるトラブル、放浪状態となった動物の救護活動等、様々な問題が浮き彫りとなった。
2016年	熊本地震	家屋倒壊の不安から車中やテントへの避難者が多く、エコノミークラス症候群や熱中症対策が問題となる。 同行避難後、ペットの受入れ体制が十分でない避難所もあり、飼養環境の確保等が課題となった。

被害の一例

地震による建物の倒壊



津波による被害



(人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)から抜粋)

被害の一例

地震による地割れ



豪雨による洪水被害



東日本大震災の船橋市の被害状況等

船橋市の被害状況

(「〈東日本大震災〉船橋市の被害状況および一連の対応に関する記録」から一部抜粋)

1. 人的被害

- 負傷者32人(重症2人、中軽症5人、軽傷25人)

2. ライフライン

- 水道: 市内30戸で断水。83箇所で漏水等
- ガス: 200件のガス漏れ
- 電気: 2589戸が停電
- 道路: 約400か所で液状化による土砂流出等の被害

3. 動物愛護指導センター

- 敷地の液状化、沈下、建物の周囲に亀裂発生、水道管・浄化槽・排水管の破損
- 水道断水状態



3. 災害対応における基本的な視点

● 災害時のペットに関する対応は飼い主による「**自助**」が基本

- 「**自助**」: 自分とペットの身は自分で守ることが必要
- 「**共助**」: 近隣住民や飼い主同士の助け合い、広域の助け合い、他の組織を交えた助け合い
- 「**公助**」: 行政機関などによる支援

飼い主が災害でペットを守るための重点事項

1. 飼い主が自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる
2. 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、もっとも有効な災害対策
3. 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意して、ペットとともに避難する

同行避難の必要性

災害時には何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。

東日本大震災等では、不妊去勢手術がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系等に影響を与える等の恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推奨することは必要である。

●同行避難と同伴避難の違い

▶同行避難

より安全な場所にペットと共に避難行動すること。

▶同伴避難

被災者が避難所でペットを飼養管理すること。ただし、同室での飼養は意味するものではない。

※いずれも必ずしも避難所でペットを人と同室で飼養管理することを意味するものではない。

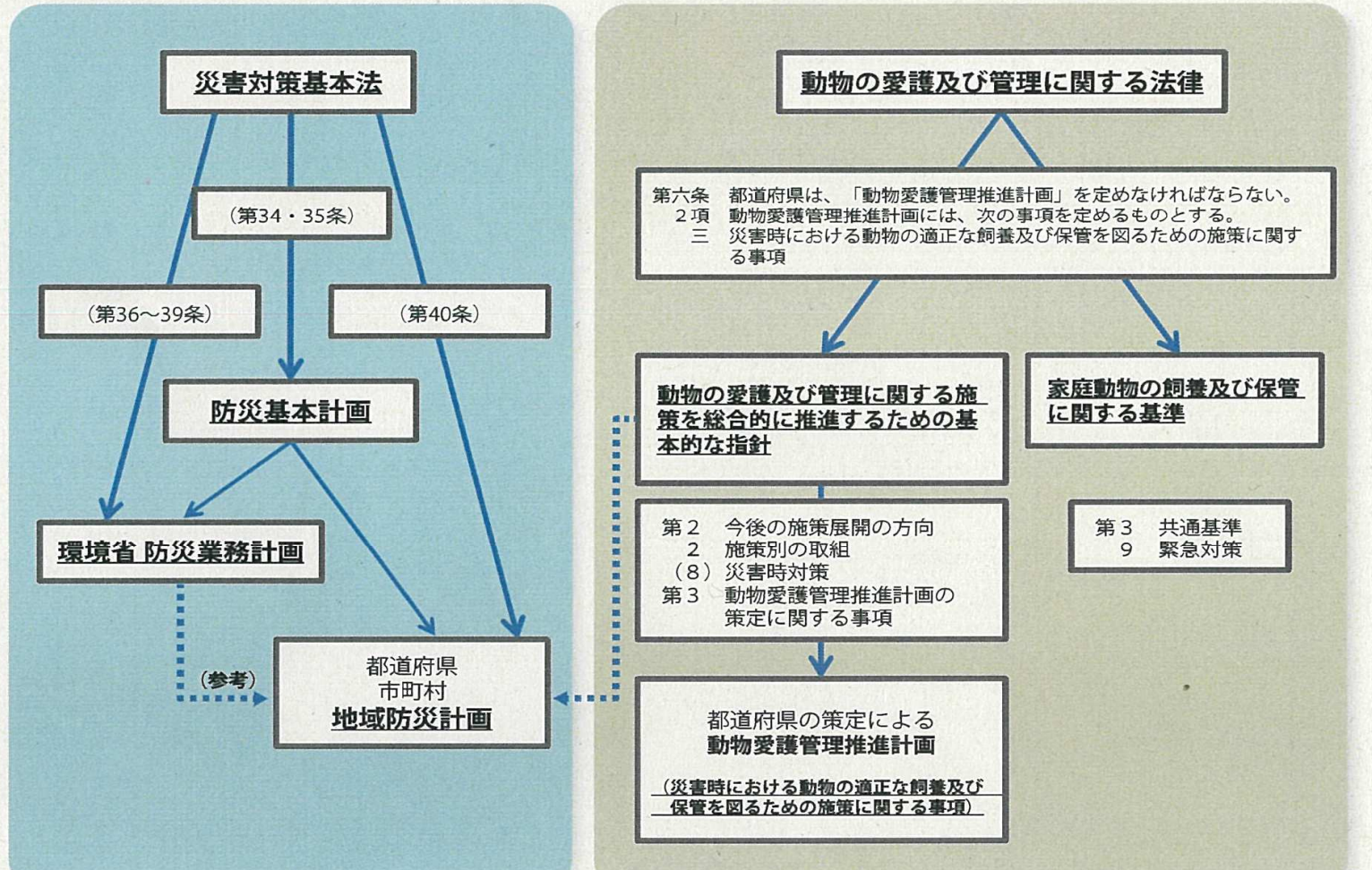
4. 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況

- 災害対策基本法
- 防災基本計画
- 環境省防災業務計画
- 船橋市地域防災計画
 - 船橋市避難所運営マニュアル
 - ペットと安全に避難するためのハンドブック

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(告示)
- 家庭動物の飼養及び保管に関する基準(告示)
- 千葉県動物愛護管理推進計画
- 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例



防災対応に係る体系図



(人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)から抜粋)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (平成18年環境省告示第140号)(抜粋)

(8) 災害対策①現状と課題

災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」(平成30年3月環境省発行。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、**円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。**また、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。

イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。

ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。

エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)(抜粋)

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年12月27日条例第54号）（抜粋）

（飼い主の責務）

第5条第5項

飼い主※は、災害が発生した場合における動物の飼養のための必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には、当該動物の安全の保持、当該動物による事故の防止その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※「飼い主」とは、同条例で以下のとおり定義されている。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン(令和3年7月)

(11) 災害対策

災害は突然起こります。いざというとき、ペットを守れるのは飼い主だけです。まず飼い主が無事であること、そして避難する場合にはペットと一緒に避難場所に避難すること(同行避難)が基本です。ともに安全に避難でき、避難場所で安心して過ごすためには、日頃からの備えが大切です(条例第5条第5項)。

避難所へは動物が嫌いな人や動物の毛などによるアレルギーを持つ人なども避難します。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃からのしつけを含めた準備をしておくことも必要です。

- 迷子札の装着
- 災害時に必要な健康管理としつけ
- 災害時に持ち出す物
- 避難にあたって

発行 令和3年7月
~人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して~
船橋市 犬猫の飼養・管理に関するガイドライン

「飼い犬」編 詳しくは、QRコードからご覧下さい。
詳細のチェックリストもこちらで見られます。

鑑札と注射済票は首輪等で犬に着けましょう。
犬鑑札 船橋市 21000000
注射済票 21000000
令和3年度 千葉県 船橋市

犬の登録(一生に1回)
狂犬病予防注射(年1回)
飼い主の義務です

災害へ備えましょう
・避難所から、健康管理としつけをしましょう
・避難用品を準備し、人の避難用品と共にすぐに持ち出すようにしましょう

自宅で帰せつをするしつけをしましょう。

犬による交通事故(ひたひき事故)が毎年発生しています

リードは短く持ち帰りましょう
伸縮リードは短くロック

飼い主一人一人が犬の飼い方の法令やマナーを守り、周囲への配慮を行いましょう

船橋市動物愛護指導センター TEL 047-435-3916

5. 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

(1) 飼い主の役割

ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつこと。

(2) 自治体の役割

災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。

飼い主が行うべき対策の例

平常時

- 住まいや飼養場所の防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認などの準備
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

災害時

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅のけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

市区町村が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

災害時

- ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
- 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

船橋市におけるペットの災害対策のこれまで

年度	取組み
平成28年	市総合防災訓練にてペットの同行避難訓練を実施 (毎年実施、令和4年は11月28日に実施)
平成30年	京葉地域獣医師会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」を締結
令和元年	京葉地域獣医師会と協定に基づく意見交換会を開催(今年度までに全8回開催) 市立学校におけるペット同行避難の際の動物の収容場所の確保
令和2年	京葉地域獣医師会と災害時対応訓練(机上訓練)を実施 (市総合防災訓練に併せて実施)
令和3年	市内公民館におけるペット同行避難の際の動物の収容場所の確保
令和4年	船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく動物救護活動マニュアルを策定

市総合防災訓練におけるペットの同行避難訓練

市総合防災訓練に合わせて市内小中学校で避難所運営訓練が行われる。

避難所運営訓練の一つとしてペットの同行避難訓練が行われる。

● ペット同行避難訓練

実施項目:シェイクアウト訓練終了後、避難者役となる者が会場までペット同行の避難訓練を実施する。訓練会場到着後、一時的にペット受入場所にペットを係留する。



● ペット受入訓練

実施項目:避難所開設運営訓練開始後、ペット受付にて、避難所ペット登録台帳の記載を行い、受付方法の確認をする。



● 講話・デモンストレーション

実施項目:ペットの災害対策や、避難所でのペット受入に係る留意事項についての講話を実施し、運営委員や避難者役の方へ周知する。



京葉地域獣医師会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」を締結

協定書の内容

- 趣旨
- 協力要請
- 対象動物
- 救護活動の内容、実施者、場所
- 協力要請の手続き
- 責任の負担
- 連絡体制
- 訓練
- 費用負担 等



市立学校及び公民館における同行避難場所の確保

- 市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校長に対し、災害時におけるペット同行避難時のペットの保管場所の確保について依頼（公民館については危機管理課が依頼）
- 全ての市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校、公民館のストレージボックスにペットの飼養場所を示した平面図を格納
※ストレージボックス：避難所を開設・運営するために必要な資料等が保管されている箱。すべての宿泊可能な避難所の備蓄倉庫に配備

ペットの保管場所として望ましい場所（全ての学校、公民館がこの要件を満たすものではない）

- 人の動線とペットの動線が近接しない。
- 動物の鳴き声、臭い、毛の飛散等による一般の避難者への影響が少ない。
- 直射日光を避けることができる。（屋外の場合は日よけがあるか、支柱などを利用してブルーシートなどで日陰を作ることができる。）
- 清掃、消毒、換気がしやすい。
- 物資等の搬入など、避難所運営の支障とならない。
- 広さが約30㎡程度以上ある。

船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく動物救護活動マニュアル

動物救護活動に関する協定に基づいて市(動物愛護指導センター)及び京葉地域獣医師会が行うべき動物救護活動の具体的内容を示すもの

【内容】

- 災害対応業務フロー
- 災害時のペットに係る情報等の流れ
- 協定に基づく災害時動物救護活動内容
 - 連絡体制の整備
 - 会員及び動物病院の安否確認
 - 避難所巡回
 - 一時保護及び管理防災訓練等

分掌事務	救助・救命期					復旧期		
	初動体制の確立期	即時対応期(救命中心)			緊急対応期(救護・支援)	応急対応期(生活の安定)		
	発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	3日以降	1か月以内	
獣医師会	会員・動物病院の安否の確認	安否コール※1に回答、獣医師会長は回答した情報を確認						
	協定に基づく避難所巡回指導						避難所巡回指導	
	協定に基づくセンター収容動物の一時保護及び管理						対象動物の一時保護及び管理	
	負傷動物の一時保管及び治療						負傷動物の一時保管及び治療	
センター	来所者の安否確認、安全確保	来所者の安否確認、避難誘導						
	所管施設の点検、復旧	被害状況の確認						
		施設の応急復旧及び収容動物の状況確認						
	獣医師会会員動物病院の診療状況の確認					獣医師会安否コールの確認		
	ペットと飼い主への支援						避難所における動物の愛護管理及び環境衛生の維持	
						放浪ペットや取り残されたペットの対応		
						フード・ペット用品等及び専門ボランティアの手配		

6. 飼い主への普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「**自助**」が基本

- 自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理等で十分な飼養責任を果たしていることが前提



- 自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について啓発しておくことが必要
- 飼い主に普及啓発すべき事項
 - (1) 平常時の備え
 - (2) 災害発生時の行動

飼い主に普及啓発すべき事項

平常時の備え

- 1. 防災対策
- 2. ペットのしつけと健康管理
- 3. ペットの所有者明示(マイクロチップ等による所有者明示)
- 4. ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 5. 情報収集と避難訓練
- 6. 家族や地域住民との連携
- 7. ペットの一時預け先の確保

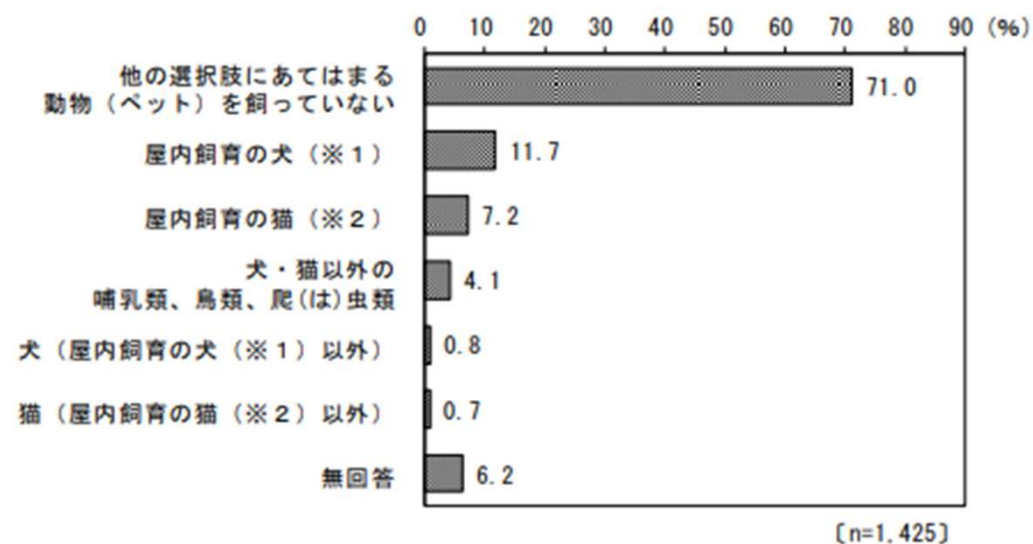
災害発生時の行動

- 1. 飼い主の安全確保・状況確認
- 2. 避難の判断
- 3. ペットとの同行避難
- 4. 避難中のペットの飼養環境の確保
- 5. 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

令和元年度市民意識調査

- 飼っている動物(ペット)を教えてください。

飼っている動物(ペット)を聞いたところ、「他の選択肢にあてはまる動物(ペット)を飼っていない」の割合が71.0%と7割を超えている。



(※1) 散歩以外の日常的な飼育場所が室内に限られる犬です。

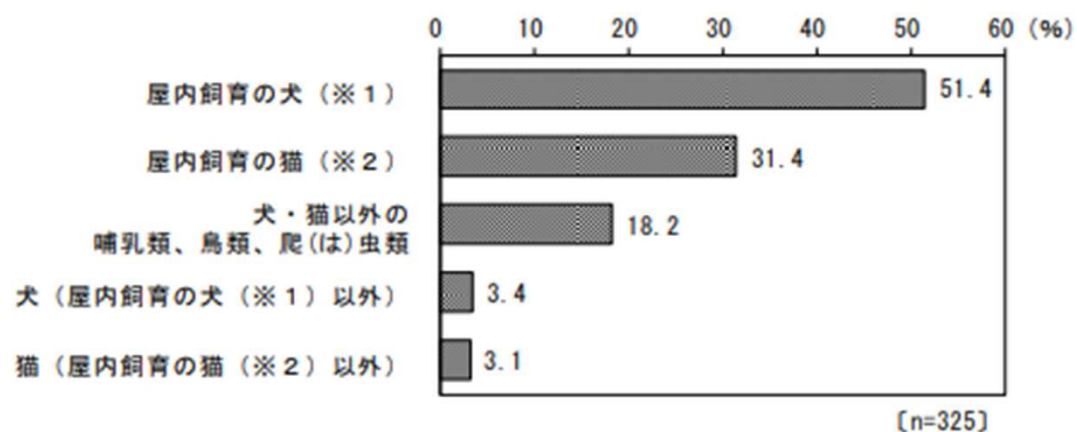
(※2) 日常的な飼育場所が室内に限られる猫です。

図Ⅲ-72 飼っている動物(ペット)

令和元年度市民意識調査

「他の選択肢にあてはまる動物(ペット)を飼っていない」、「無回答」を除く何かしらの動物(ペット)を飼っていると回答した325人を対象に、飼っている動物(ペット)の割合を計算し直すと、高い順に

「屋内飼育の犬」(51.4%)、
「屋内飼育の猫」(31.4%)、
「犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬(は)虫類」(18.2%)、
「犬(屋内飼育の犬)以外」(3.4%)、
「猫(屋内飼育の猫)以外」(3.1%)
となっている。



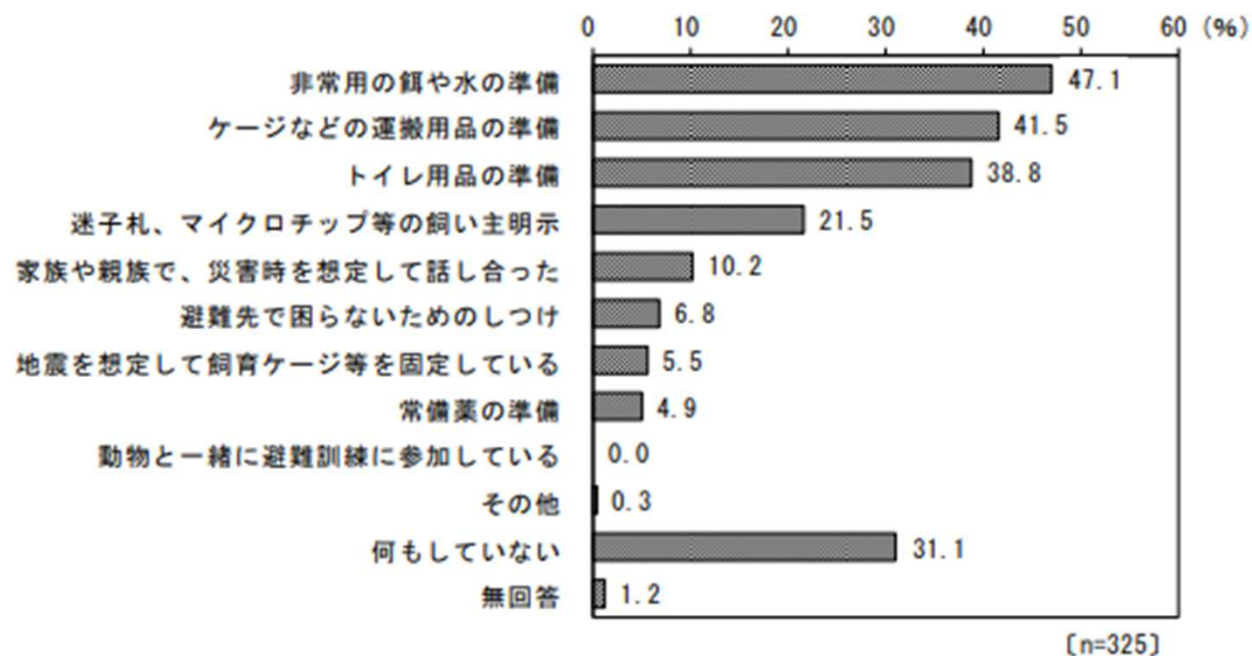
図Ⅲ-73 飼っている動物(ペット)

(「他の選択肢にあてはまる動物(ペット)を飼っていない」、「無回答」を除く)

令和元年度市民意識調査

- 災害時に備えて、日頃から飼っている動物のために行っている対策がありますか。

何かしらの動物(ペット)を飼っていると回答した325人が、動物(ペット)のための災害時に備えている対策としては、「非常用の餌や水の準備」が47.1%と最も高くなっている。



図Ⅲ-76 飼っている動物のための災害対策

船橋市における普及啓発の現状

① 市ホームページ【人とペットの災害対策】での周知

◆ 日頃からの災害への備え

1. 飼い主明示措置
2. ペットのしつけと健康管理
3. 避難生活の備え

◆ 避難所での注意点

1. 避難所でのペットの飼養場所
2. ペットの飼養管理

◆ 避難所での飼養管理

1. 首輪とハーネス
2. ケージでの飼養管理について
3. 指定された飼養場所での過ごし方



市ホームページ(人とペットの災害対策)QRコード

船橋市における普及啓発の現状

② リーフレットの配布【人とペットの災害対策・災害時のペットの備え】

- 狂犬病予防注射済票の交付時に、犬の飼い主へ配布
- しつけ方教室等で犬や猫の飼い主へ配布
- パネル展開催時に配架

人とペットの災害対策

災害はいつ起こるかわかりません。ペットと一緒に「さあ、避難しよう」となった時に慌てず速やかに避難所に向かうことができますか？
「災害時の対策」という特別な準備をしないといけないと思われるかもしれませんが、実は普段の生活でペットと一緒に、また避難所の方々が快適に暮らすための対策の道具に災害対策があるのです。

<キャリーに慣れよう>
いざというとき、ペットがキャリーに入ってくれないと一緒に避難できません。犬や猫には、早くから慣れ場所に入れておくことが大切です。キャリーの名前があるため、基本的には早くから慣れ場所にいると落ち着きます。キャリーがペットにとって安心できる自分の部屋のような存在になっていれば、避難など怖いことが起きた時にキャリーに入り込んでくれるので、どこにいるのか探す必要もなく、キャリーの扉を開けるだけで外の散歩避難所まで一緒に向かうことができます。また、避難のしつけやお留守番等もキャリーの中でペットが安心しておとなしくできるようにします。

<ペットシートの上など決められた場所でトイレをしよう>
避難所では衛生面の観点からトイレの場所を指定している場合があります。「外でお散歩をしない」といっていい状況では、ペットがトイレを我慢してしまい、膀胱炎などの病気になってしまうことがあります。「ペットシートやペット用トイレを設置すればトイレができる」という状況としておけば、災害時などいつでも、家でトイレを済ませることができます。また、ペットとの離れ出しの準備に役立ちます。

<飼い主がどこに避難のかわかるようにしよう>
ペットは自分で住所や名前を伝えることはできませんので、逃げ出してしまったペットを飼い主のもとに戻すのは困難なことではありません。犬鑑札・注射済票の装着だけでなく、マイクロチップを入れたり迷子札を付けることで、飼い主のもとに戻りやすくなるペットがさらに増えます。



犬鑑札
どこかを教えてくれます



犬鑑札・注射済票の装着は狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です



災害に備えて、普段からできることからぜひ試してみてください

災害時のペットの備え

災害時にペットと共に避難所で安全に避難することも重要といえます。避難所でペットと同居で避難することを意味するものではありません。避難所で生活するようになってからは避難所の定めたルールを守ってください。避難所には動物の好きなかみ、器手な方も、アレルギーの方もいます。ペットは指定された飼育場所でのりの方に配慮しながら飼い主が責任をもって飼育するとともに、日頃から災害に対する準備をしておきましょう。

<食の災害対策>
今までの災害では、避難でパニックになったペットが窓ガラスや食器が割れた状態の床を走り回って壁にクガを食ったり、傷れた家具の下の動きになりアガるなどの被害が報告されています。家具の固定やかわれる可能性のある家具の対策などをすることで、一日の大半を避難所で過ごすペットが安全に過ごすことができます。

<感染症の予防>
避難所では多くの動物が集まる上、狭い空間によるストレスから、ペットが体調を崩しやすくなっています。感染症の蔓延を防ぐためにも、定期的にワクチン接種を行い、ノミなどの寄生虫の駆除もしっかりと行いましょう。

<避難用ペット用品の備え>
ペット用品は飼い主が責任をもって準備をしましょう。「ペット用非常食」を準備し、ペットフード・水・草（量は5日分）・リード・ペットシート・食器など必要なものをに入れておきましょう。災害時いつも食べているフードやペットシートなどが手に入りにくくなっています。普段よく使用するものは、使う分だけ購入するのではなく、1袋多く用意しておくことで入手が困難になっても余裕をもって過ごすことができます。特に、ペットシートは排水できない状況で水のあるものを活用するなど大変便利です。今までの地震・崩壊している家などの準備が配架された飼育手帳があるといつもと違う病弱へ行かなければならなくなったときに便利です。

<帰国の準備>
ペットが避難所でどこにいるかわかるかどうかは避難所運営委員会が決めるため、マナーがきちんとしていないと受け入れられることは難しい場合があります。日頃からペットの履歴の始末や、公認などでの散歩のさせ方に配慮し、近所の方に良い印象をもってもらえるように心がけましょう。



市HP「人とペットの災害対策」



船橋市動物愛護指導センター
住所：船橋市南町3-2
電話：0477-435-3916

船橋市における普及啓発の現状

③ パネル展の開催

- 市役所、保健所、公民館、図書館で実施



ペットの災害対策パネル展の様子(令和4年10月 市役所美術コーナー)



船橋市における普及啓発の現状

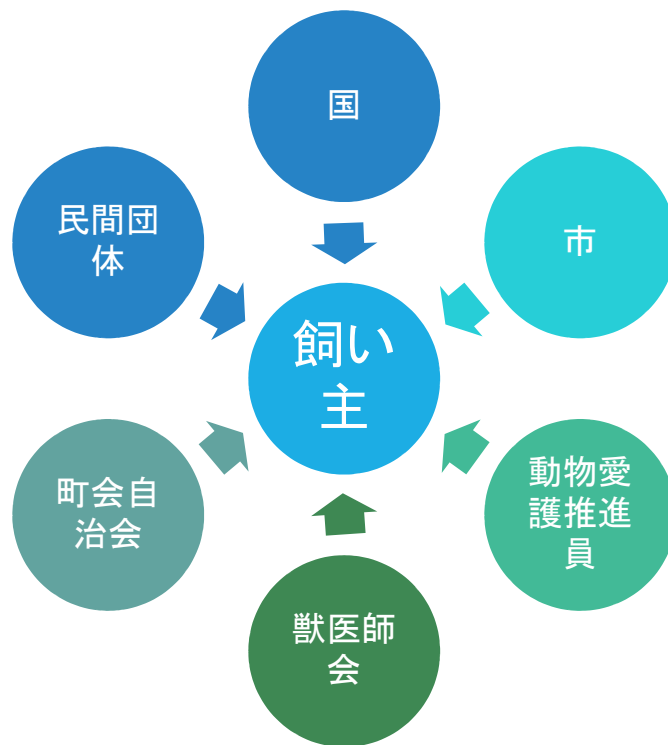
④ しつけ方教室、動物愛護フェスティバル等の開催

- 災害時にも役立つ愛犬・愛猫の「しつけ」と「健康管理」について、年1回保健福祉センターで開催

ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発の効果的な方法の検討

- ペットの災害対策に関する啓発活動の継続
 - パネル展(市役所、保健所、公民館、図書館等)
 - しつけ教室
 - 広報紙、ホームページ、リーフレット
 - 動画を用いた情報発信
 - 事業者(動物取扱業者、動物用品・ペットフード販売店等)や動物診療施設等と連携した情報発信
- 市総合防災訓練等でのペット同行避難訓練の継続及びその周知
- 避難所へのペットの受入れと飼養に係るルール住民への周知
- 町会自治会等へ出前講座の実施

ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する 飼い主への普及啓発の効果的な方法の検討



市は、動物愛護推進員や関係団体・機関等と連携して、災害時にもペットが社会に受け入れられるように、ペットの災害対策の意義を普及するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し指導、普及啓発を行う必要がある。